

第二十六回国会
衆議院

商工委員会議録第二十五号

昭和三十三年四月十日(水曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事小平 久雄君 理事西村 直己君

理事加藤 清二君 理事松平 忠久君

阿左美廣治君 内田 常雄君

岡崎 英城君 川野 芳滿君

菅 太郎君 佐々木秀世君

齋藤 憲三君 椎名悦三郎君

島村 一郎君 首藤 新八君

南 好雄君 山手 滿男君

横井 太郎君 片島 港君

佐竹 新市君 田中 武夫君

多賀谷眞稔君 永井勝次郎君

帆足 計君

出席政府委員

通商産業

政務次官

長谷川四郎君

通商産業事務官

(重工業局長)

鈴木 義雄君

委員外の出席者

通商産業事務官(重

工業局車両管理官)

古河 潤君

専門員

越田 清七君

四月九日

委員今松治郎君、岡崎英城君、薄田

美朝君及び竹内俊吉君辭任につき、

その補欠として佐々木秀世君、前田

正男君、鈴木周次郎君及び篠田弘作

君が議長の名で委員に選任され

良一君及び永井勝次郎君辭任につ

き、その補欠として岡崎英城君、山

手滿男君、片島港君及び川侯清音君

が議長の名で委員に選任された。

同日

委員岡崎英城君及び山手滿男君辭任

につき、その補欠として篠田弘作君

及び鈴木周次郎君が議長の名で委

員に選任された。

本日の會議に付した案件

中小企業の資産再評価の特例に関す

る法律案について大藏委員会に連合

審査会の開会申入れに関する件

自転車競技法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二二〇号)

小型自動車競走法の一部を改正する

法律案(内閣提出第二二二号)

○福田委員長 これより會議を開きま

す。

○田中(武)委員 審議に入る前に、一

言議事進行について發言を許してい

たきたいと思ひます。

私、まだ國會に出てから日が浅うこ

ざいますが、その日の浅い私の體驗を

もつてしても、きのうの午後の委員會

ほど、感じが悪いといひますか、ふに

落ちない委員會はなかつたと思ひ、

す。金融資本が産業資本に対して支配を

やつてゐる、こういう問題について

もちろんわれわれも等閑視できないと

思ひます。ところが参考人を呼び出

して、現在、公正取引委員會において

審議が進行中であり審決を前にしてい

る事件について、何らかの方法で公正取

引委員會に圧力をかけるがごときこと

をやられたといふことは、その裏に多

大の政治的な意圖があつたのではない

かと思ひます。その際、多賀

谷委員あるいは先輩永井委員等から發

言もあり、私も同様の發言をいたしま

したが、鹿野委員等からそういうこと

はあとにしようといふこともありまし

たし、委員會の内部の問題でもあり、

外部の参考人の方を前に置いてそうい

ふことはあまり言えなかつたので、言

わね方がいいと思つて中止したわけ

であります。しかし、あの問題をあ

い形式で取り上げたことにについて

は、私、いろいろと疑問があるわけなん

です。最後に、永井委員の質問に對し

て、委員長は、過去において同事件は

二、三回取り上げた、理事會において

も話し合つたことであるのでとお

しやいました。その通りでございま

す。しかしながら、過去において取り

上げたものは、産業資本に對して金

融資本、銀行が金を貸しておるとい

ふことで経営にタッチしてゐる、こ

うことは好ましくないといふので一

般的な問題として取り上げたと思ひ

ます。たまたまそういう事例として近

江網糸の名が出たかもしれませんが、近

江網糸それ自体の問題を取り上げたの

ではなかつたと思ひます。きのうのあ

の雰囲気の中から私には、先ほど申し

ましたように、大きな政治的意圖があ

るようなものも考えられるので、もし許さ

れるならばあの發言をせられたとい

思ふわけでありまふ。そこで、委員長

からもう一度あの問題を取り上げるに

至つた契機及び目的をはつきりさして

いただきたいと思ひます。そうして納

得のいかにない限り私は自後の審議に

応じられないのであります。

○福田委員長 今、田中委員から御發

言のありました問題は、田中委員も言

われたように、金融資本と産業資本の問

題、同時に、公報にも掲載しましたよ

うに、公正取引の問題、特に私的独占の禁

止問題、これでありまして、最後にも私

申しましたが、特に慎重を期して横田委

員長とお打ち合せいたしました。横

田委員長の御話では、ちょうど前の週

のうちに裁決が出るという御意見で

ございましたので、その裁決が終つたあ

との、ちょうど昨日になりましたが、翌

週の昨日といふことについて理事會で

もお諮りし、取りきめた次第でありま

す。しかし今おっしゃつたことにつ

きまして、委員會としても外部から誤解

を受けるというようなことはまことに

心外でありますので、今後とも十分注

意してやつていきたいと思います。

○田中(武)委員 委員長のおっしゃ

いましたことで、大体當委員會があ

の問題を取り上げるに至つた契機につ

いては了解いたします。しかしながら、

きのう私のお参考人に対して質問した

のうらな参考人に対する質問のよ

うに夏川参考人が興奮せられたよう

であつたので、私はそれ以後の質問は中

止したのでありますが、ここにきのう

ものが出ております。しかもそれが四

月十五日付で發行せられておる。そのほ

とんどがこの問題を取り上げて全紙を

埋めておるわけですね。その大きな見

出しに何と書いてあるか。國會の鉄槌つ

いに下る」といふ見出しで出ておる。

こういうものが事前に、ちょうど委員

會において参考人を呼んで調べをしよ

うといふときに、あらかじめばらま

れておるといふような点等から考へて

も、これは相當計画的に意圖せられた

上に立つて本委員會が利用せられたの

ではないかと考へられる。極端に申

し上げれば、國會を私物化し、國會を

自分の会社の内紛に利用しようとした

態度ではないかと考へられますので、

今後さうなことのないうに十分委

員長においても御注意をしていただく

ことを希望いたします。

○福田委員長 嚴重に注意いたしま

す。

○福田委員長 自転車競技法の一部を

改正する法律案及び小型自動車競走法

の一部を改正する法律案の二案を一括

して議題とし審査を進めます。

質疑に入りまふ。通告がありますので

順次これを許します。内田常雄君。

○内田委員 私はこの自転車競技法

の一部改正法案に特別の興味を持つて

ゐるものではありませんが、さき

に自転車競技法等の臨時特例に関する

法律の一部改正案が國會において審議

せられ、そのいづゆる臨時法の改正内

容は、本年三月三十一日で右法律の期

限が切れますのを六カ月間延長したこ

とになっておるのであります。六カ月間と申しますことしの十月までということであります。従つてこの臨時法の一部改正というものは、この六カ月の間に本法であります自転車競技法の一部改正法案が成立することを前提として臨時法の一部改正の有効期間の延長ができたわけでありまして、私どもとしても、この自転車競技法の改正法案に無関心ではいられない。

さきに臨時法を通しました以上は、この六カ月の間に自転車競技法そのものが成立しないことには、前の臨時法の成立は意味をなさない、かように考えますけれども、その通り了解してよろしゅうございませうか。政府委員の御答弁を願います。

○鈴木(義)政府委員 たいだいまお話のございました通り、われわれとしましては臨時法を六カ月延長しましたゆえんは、本法の施行期日を改正後六カ月に施行するということを前提として提案いたしました次第でございまして、御趣旨の通りわれわれとしては考えております。

○内田委員 たいだいま審査中の自転車競技法の改正法案であります。これは先般政府当局からの説明によりまして、自転車競技、いわゆる競輪というものは、世上いろいろの運営についても問題がありまして、そのためには相当の準備のもとに政府が運営を改善する、改革を加える、かような手続を十分踏んで、自信をもって、これならば世間的に非難もこうむらず自転車競技法の運営も円満にいく、かような自信と十分な準備をもって提案されたものと思ひますが、この準備に至るまでの政府当局の手続なりその考え方あるいは

は自信をもう一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 今度提案いたしましたこの自転車競技法の一部改正法案でございませうが、これはちょうど二年ばかり前に自転車競技法等の臨時特例法の審議の際に、参議院で附帯決議がなされました。その際に競輪制度の改廃の問題について根本的に審議をせよという附帯決議がございまして、その後通産省としては通産大臣の諮問機関である競輪運営審議会に諮りまして競輪運営審議会では十数回この問題について論議を重ねまして、昨年の五月中旬答申を出した次第でございませう。その中間答申の要旨は、競輪というものはギャンブル行為であつて、弊害も少くはないけれども、また一面において地方財政自体に寄与してゐる面もありまして、またほかの同種射幸行為とも関連して考えなければならぬ、かような点からいへば廃止するわけにはいかない。従つてできるだけこれを健全化し、弊害を最小限度にとどめていくべきである、かような結論が中間答申の根本の考え方である。政府においてはこの中間答申を中心として、その後さらにこのうち法律的に取り上げられる分を法律として取り上げて今回の改正法案を提案いたしました。このような経緯であります。従つてわれわれとしてはこれについて役所だけの独善的な意見ではなしに運営審議会の意見を聞いて十分検討したものであります。

○内田委員 この改正法案の内容を拝見しますと、従来競輪の運営について大きな役割を持った地方各県ごとの自転車振興会並びにその連合体である自転車振興会連合会の運営のあり方に相当の改革を加えて、ことに自転車振興会連合会については、これを取りやめて、別に日本自転車振興会というふうな特殊法人をお作りになつて、政府の厳重な監督のもとに競輪の運営に当らせるとともに、従来の機械産業振興費というふうなもの、の取扱いについて、政府が新しくできる日本自転車振興会の監督によつて遺憾なきを期するといふようなことでありまして、私は、本案の内容は従来と全く異なる弊害があつた競輪運営のあり方から一歩躍進してゐることを認めるものであります。それにいたしまして、ここでもちよつと法律的に伺ひたいことは、本法改正の内容にいろいろの論議がございまして、もしかりにこの法律がこの国会で成立しない。しかし一方先般成立した臨時法の方は期間は延長せられて、これは六カ月でございませう。それから、これは六カ月でございませう。かりにこうなりました場合には、これは私どもの承知してゐるところによりますと、自転車競技における売上金の一部はこれを自転車産業ないし機械産業の振興費として吸収いたしまして、それを所要の産業助成の目的のために支出する。こういう仕組みが全く動かなくなる。元来、現行の自転車競技法によりまして、この機械産業助成金は、自転車振興会連合会あるいは自転車振興会から政府がこれを輸入に受け入れて、そして政府予算の定めるところによつて機械産業の振興費に予算として支出する、こういうことが書いてあるわけでありませう。ところが政府が支出する限りにおいては一種の産業

補助金でありますために、昭和二十九年に成立いたしました補助金等の臨時措置法によりまして、今度自転車振興会に補助金の歳入への受け入れ、歳出からの支出というものはこの制度をやめてしまつて、現行の自転車競技法のそれに関する規定というものを削除してしまふ、そのかわりに、いわゆる臨時法によりましてその金は政府が受け入れるかわりに、自転車振興会連合会がそれを何といひませうか、非公式に受け入れて、振興会がまたそれを商工中金等に託して機械産業助成に使ふ、こういう仕組みになつておつたと思ふのであります。この臨時法は六カ月に切れてしまふ。しかもその改正法案によりまして、特殊法人の自転車振興会がこの金を受け入れて支出するといふことが成立しない場合には、どういふことになるのであります。自転車競技によるさうな振興費というものの関係はおよそ現行法の本文にあるけれども、またそれは一べんに殺されたやうでもある。殺されたけれども、殺された法律がエクスパイアすれば、また本法が生きて返るというものであれば、昭和三十三年の補正予算が何かに組んで歳入に受け入れて、また歳出に出すことができるものであるかどうか。

この辺、法律的に非常に不明快に私は思ふのであります。簡単に、明快に御説明を承りたい。これは私は、この法律が成立しないと政府が困るだらうという親心からお尋ねするわけですが、これは局長でなくとも、専門家からお答え下さつてけつこうです。

○鈴木(義)政府委員 御質問の点でございませうが、六カ月臨時法が延長されまして、その後においても本法が成立しない場合はどうかという御質問かと思ひます。われわれとしては、もちろん本法の成立を考へて六カ月延長をお願いいたしました次第でございませう。で、われわれとしては本法の成立を期待しておりますが、仮定の御議論としての御質問と存じますのでお答え申し上げなければならぬと思ひますが、その場合には、結局臨時法が六カ月でやめになります。本法がない、そういたしますと、自転車等の振興費は結局期待できない、穴があくわけでありませう。ただしその場合に本法との関係でございませうが、従来でございませう補助金等の整理によりまして、国に地方の施行者から金を入れ、それから自転車等の補助金として国が支出するといふ条項が削られておりましたが、今度もう一べん確かめなければいけません。先般通りした補助金等の整理の法律案、この法律の成立を予定しておりました。それで削除をしてないのです。が、それが生きるとは思ひません。措置がとれませんので、従いましてやはり自転車等の振興に関する費用は、支出されないと関係に相なると思ひます。従いましてこれは、ぜひとも本法案を通していただくということが、自転車その他の振興をはかる上から見まして必要だといふことが言えるわけでありませう。

○内田委員 そうしますと、かりにこの一部改正法案が通らなくても自転車競技法というものは現行法としてあるわけですから、競輪そのものは行われ。しかし競輪を国の監督のもとに運営してゐるところの二大目的といひませうか、一つは地方財政に対する貢

立しない場合はどうかという御質問かと思ひます。われわれとしては、もちろん本法の成立を考へて六カ月延長をお願いいたしました次第でございませう。で、われわれとしては本法の成立を期待しておりますが、仮定の御議論としての御質問と存じますのでお答え申し上げなければならぬと思ひますが、その場合には、結局臨時法が六カ月でやめになります。本法がない、そういたしますと、自転車等の振興費は結局期待できない、穴があくわけでありませう。ただしその場合に本法との関係でございませうが、従来でございませう補助金等の整理によりまして、国に地方の施行者から金を入れ、それから自転車等の補助金として国が支出するといふ条項が削られておりましたが、今度もう一べん確かめなければいけません。先般通りした補助金等の整理の法律案、この法律の成立を予定しておりました。それで削除をしてないのです。が、それが生きるとは思ひません。措置がとれませんので、従いましてやはり自転車等の振興に関する費用は、支出されないと関係に相なると思ひます。従いましてこれは、ぜひとも本法案を通していただくということが、自転車その他の振興をはかる上から見まして必要だといふことが言えるわけでありませう。

○内田委員 そうしますと、かりにこの一部改正法案が通らなくても自転車競技法というものは現行法としてあるわけですから、競輪そのものは行われ。しかし競輪を国の監督のもとに運営してゐるところの二大目的といひませうか、一つは地方財政に対する貢

献、もう一つは産業助成費の財源を作らせる、こういう二大目的のうちの一つが動かなくなってしまう。産業助成の方は全く動かないで競争は依然として行われて、そしてその収入の一部が地方財政の収入だけにはなる。二本の柱のうち一本が欠けてしまうから、自転車競技が行われる以上は従来のような地方財政に対する協力を、機械工業振興に対する貢献という両足で立つた競争というものをやらなければならぬ、こういうお考えで政府としてはこの法律案の成立に非常に熱心だ、こういうことと解しておりますけれども、その通りでありますか。

○鈴木(義)政府委員 その点も一つでございます。申し上げますと振興費の關係はただいまの通りのことになりませんが、ただ本法が通りますと、結局さつき申し上げました競争運営審議会に諮りまして、競争の弊害を最小限度にとどめるといふようないろいろな方策を本法の改正案には盛り込んでございまして、競争はそのまま残りますが、そういう点の是正措置と申しますか、改正措置がとられなくなる、そういう点も大きな問題としてお考えおきを願いたいと思います。

○内田委員 御説明はよくわかりました。

次に私が伺いたいのは、この改正の大きな眼目の一つである日本自転車振興会、これは特殊法人になると思いますが、これと従来から運営しておりました自転車振興会の連合会との移り変わり、またその機能の違い、これはどういふことになりそうですか、その辺をよく御説明願いたいと思います。

○鈴木(義)政府委員 御指摘の日本自

転車振興会、これは今回形を変えて特殊法人になるわけでございますが、従来の自転車振興連合会は地方の振興会の連合体として成立しておいたものでございまして、中央におきまして自転車振興会の実施します自転車競技の実務の調整その他を扱って来たわけであります。今度の本法によります日本自転車振興会、これらの従来やっております仕事をそのまま引き継ぎますほかに、先ほど御指摘がありまして振興会関係の仕事も扱うということになっております。その扱いのやり方でございしますが、競争運営審議会の間答中にもあります通り、競争を実施します組織については十分政府の監督が行き届くように、法的性格が強いといふようなことを考えた組織にせよといふような中間答申がございましたので、それによりまして施行者あるいは振興会の連合会等と相談いたしました結果かような案を作ったわけであります。考え方は、これによりまして競争の実施の公正かつ円滑な実施を確保するといふ目的の一つと、それから自転車その他機械産業の振興費を扱うといふことの二つが、この新しい本法に基く法人の事業となるわけであります。

○内田委員 競争といふものは社会的に行われているのでありましようから、その運営の適正化なり、あるいはその期するところの地方財政への貢献とか、あるいは産業助成への貢献とかいふことからいいますと、ある意味でこれを法的に監督することが必要であると考えられるので、その意味で従来の自転車振興連合会というものを廃止して、新たに特殊法人の振興会を政府の

監督のもとに作られるといふことは一つのアイデアだと思えますけれども、ただこれについてはいろいろな心配があるようにあります。日本自転車振興会が政府の特殊法人でありますために、これによりまして政府が力を入れても、それによって全国数十カ所で行われております競争といふものが必ずしもスムーズに運営されるものではなない。むしろ考え方によっては、今までは日本自転車振興会の連合会といふものであったために、競争運営の衝に当たっておった各地方振興会との連絡も十分とれておったけれども、今度の改正法律案のように特殊法人にしてしまふと、実際競争を動かすところの振興会との連絡が全くななくなってしまうのではないかと不安があるように思いますが、この点はどうお考えになりますか、たゞいふような運営をなされる御所存でありますか。

○鈴木(義)政府委員 地方振興会の監督の問題につきましては、本法の改正案におきましても、直接通産大臣が役員を選任とか事業計画につきましても、認可制をとって監督する道が設けられております。それから御指摘の地方と中央との関係でございますが、その点はわれわれも、この法人の案を考えました際にいろいろ問題になりました。その点の考え方としまして、この法人に運営委員会というものを設けまして、会長が競争の実施その他の重要事項について運営委員会の意見を聞いて行うことになっておる次第でございます。この運営委員会に地方の振興会の方々に学識経験者として出席していただき、それによりまして地方と中央の連絡について十分円滑な連絡がとれる

ように考えておる次第でございます。○内田委員 今度の改正案によりますと、競争の施行者から直接特殊法人日本自転車振興会に売上金の一部を交付する、一定の金額が日本自転車振興会に入ってくるわけでありますが、これはどういふ方面に、どういう工合に使われるのか、またその施行予算なんかについては通産省はどういふふうなタッチをされるのか。私は競争のことについて必ずしも専門家ではありませんので、わかるように御説明をお願いしたいと思います。

○鈴木(義)政府委員 改正法案の第十条によりまして、競争の施行者が日本自転車振興会に交付します交付金と申しますか、それに二つの種類があるわけでございます。一つは、自転車及び機械関係の振興費として交付されるもの、それからもう一つは日本自転車振興会の業務費として交付されるもの、この二つなことでございます。それで、第一の自転車及び機械産業の振興費という意味で交付されるものは、大体別表に額が掲げてありますが、平均いたしめると、売上金の大体一・一％といふふうに従来なっております。これをそのまま率は踏襲しております。従いまして、かりに競争の売り上げが年六千億としますれば、約六億五、六千万円という金をこの振興費として交付する、この振興費につきましては、先ほど申し上げました日本自転車振興会が計画を立て、通産大臣の許可を受けてこれを使用することになっております。しかしながら通商産業大臣の諮問機関としまして法律に規定しております自転車等機械関係事業振興資金協議会というものに通産大臣は十分この使

用につきまして諮問いたしましたして、それによってこの使用を監督するということになっておるわけであります。それから次に第二番目の業務費の方の關係でございますが、これはここに書いてあります売上金額の千分の三以内といふことになっております。これは従来自転車振興会連合会当時大体業務費として使っておりました額が大体売上金額の二・八％、その程度になっておりましたので、これを予想して命令で大体それに準ずるような率をきめまして、そうして業務費としてこれを使っていく、かようなことになっております。

○内田委員 機械産業振興費の方は売上金の一・一％、金額は六億何千万円になる、この使い方については新しく名称が変更され、自転車等機械関係事業振興資金協議会に諮問してきめるといふことになっておりますが、諮問をしておきめになるにしても、大体どういう使い方をするのか、貸付金にするのか、補助金にするのか、貸付金にするならどういふ貸付金にするのか、またどういふ出方をするのか、この辺をもう少し詳しく御説明願いたいと思います。

○鈴木(義)政府委員 これは本法が通った後におきまして、協議会に諮問しましてこれらの方向をきめるわけでございますから、従来臨時法時代にやっておりましたことを例にいたしまして申し上げますと、大体の考え方は、正確な額は別としまして、自転車関係とそれから機械関係、この二つに分けて使うことが一つでございます。それからいづれの場合におきましても、輪

出振興、あるいは品質向上、技術改善、そういうふうな観念で支出されておるのが最近の状況でございます。従いまして、補助あるいは委託というふうな形で行われるのが中心でありまゝ。臨時法時代には一時貸付金の制度もございました。しかし昨年度は貸付金の制度はやめております。今後も全然貸付金の制度をなくすということはまだ結論として出しておりませんけれども、主としては輸出振興あるいは品質向上、設備改善、さういふ方向で補助金あるいは委託金というふうなことで支出されることになるかとわれわれは思っております。

○内田委員 元来自転車競技法の配分金は、先ほども触れましたように、政府が歳入に入れて国会の同意を得た予算としてこれが支出されるという仕組みでありましたのが、昭和二十九年から変わった形になったということでありまゝすけれども、私どもしろうととして、また国民の一人として漫然と感ずるものは、元来はさういふ国の予算に入つておつたものをいろいろな都合から予算からはずした。自転車振興会連合会というふうな、これはいろいろ雑多な人が寄り集まつたと言つては語弊があるかもしれませんが、法律上あまりしつかりした政府の監督下に置かれていないような機関を通産省の役人の方々が事実上これを何か指導しているいろいろな方面に動かしておつた。その間何らか不安もあり、疑義もあるというふうな気がしましたけれども、今度のこの法律改正の大きな流れといふものは、さういふ不安をわれわれに与えないで、特殊法人として政府が任命する理事長以下政府の十分なる監督の

もとに、あらかじめ国の予算の運用としてこの金が使われるように、ガラス張りである方法でこの金が配分され、使われることを期待するわけでありまゝす。その点については不安はないものでか。また従来のままでいふならば、従来の不安がなかったというなら従来のままでよかつたであらう。従来は従来はさういふ弊害があつて、国民一般あるいは国会議員に疑義を与えておつたかもしれないから、今度はさういふ形にすればさういふふうなガラス張りになるというふうな安心感をさうに与えて下さることが、私は政府がこの法律を推進する一つの方向にもなるかと思ひますが、不安はないものでしょうか。

○鈴木(義)政府委員 今度の法人におきましては、これは通産大臣の監督を受けまして配分計画自身も認可を受けまゝす。通産大臣は監督上必要な命令を出すことができるわけでありまゝす。その大綱は、諮問と申しますか、さつき申し上げました協議会にかかつてきましますので、この点は公正かつ円滑にわれわれとして運び得る、かように考えております。

従来は欠陥があつたかということですが、臨時法のときにおきましても今度の場合とはほぼ似ておるようなアイデアではやつておりましたけれども、特に問題を起した事例はございせんが、ただ臨時特例法の場合にございせんが、実は自転車振興会連合会が信用されなかつたというわけでありまゝす。さういふか、どうかかわりませんが、結局その資金は名義上は自転車振興会連合会が扱うことになっておりました。臨時的に商工中金に委託すること

になつておりました、実務は公部商工中金が扱つていた、さういふふうになつております。しかしながら商工中金がこれをいつまでも扱うということの目的から見てどうかと思つたので、本来の目的から見てどうかと思つたので、むしろ特殊法人をしっかりと、それによつて政府が直接十分監督が行き届くようにすることが適當でないかと思つてかような方法を考えたわけ、御趣旨の通りわれわれとしては十分これにきまつて目的に沿つて公平に配分をやつていきたい、かように考えております。

○内田委員 さういふことであれば、さつき御指摘ありましたように、やはりさういふふうな形でそのまゝ三年後にもいくべきかどうか、あるいは国の予算に入れてやるべきかどうか、あるいは廃止すべきかどうか、いろいろ議論がございまして。本法におきましては一応三年といふことで、それから後は、今言つたような点はもう一ぺん考へて三年後の措置をきめるといふふうに通うべきであるわけでありまゝす。この通りうまいければあるいは三年後に存続といふことも考えられないことはないと考えております。

○内田委員 どうもあまり自信がないような制度のように思ふのです。この制度がうまくいって、三年か、あるいはこれでいいということになればそれでけつこうです。悪かつた場合にはいつでも改めるといふこともまたやむを得ないでしょう。ただ私どもが伝へ聞くところによりますと、大蔵省方面では、さういふ種類の金、いわばばくちのテラ銭と言つては言い過ぎでしょうが、さういふ種類の金は歳入に受け入れてさうして国民経済振興のために国の財政支出としてこれを予算支出するといふような考え方はないといふことを聞いておりますが、さういふ考え方はあるならば、私はそれも一つのりっぱな考え方であると思ひます。たとえば富くじなどについては一時は国庫に納入する納金の部分もありましたけれども、国の方がそれを遠慮してしまつたといふふうな経緯もありまして、受け入れの金をいつまでも国が取つておくことがいいかどうか、これはまた問題もあると思ひますが、三年の時限法であるといふことであれば、特例法が六カ

月でなくなりまして、これ自身が特例法のような割り切れないような気持を持つことも当然であります。次に伺ひたいのは、この法律の改正案と一緒に出ております小型自動車競走法の改正案であります。この小型自動車につきましても、やはり売上金の一部は機械産業振興費として使われるわけでありまゝすけれども、この小型自動車の方は、別に中央小型自動車振興会というふうな特殊法人はお作りにならないのですか。どういふことになるのですか。

○鈴木(義)政府委員 小型自動車の方は、実は競輪に比べますと非常に範囲も狭くなりますし、従いましてわれわれの検討の結果では、中央でわざわざ特殊法人までにするには及ばないといふ考え方がございまして。ただし実は特殊の法人にはいたしません、十分監督を加えるために役員の選任とか、事業計画は全部認可制をとるといふふうにした次第でございまして。

それから小型自動車関係から上ります振興費関係は、従来も実は自転車関係の振興費と合せて使つておりましたので、さういふ観点と、それからもう一つは監督も十分行き届く方がいいといふ建前から、小型自動車の売上金は小型自動車の連合会に納入させまゝで、自転車の方の、この本法に基きます特殊法人の方に一括して運用していく、かような構想を持っております。

○内田委員 さういふと金の方は、小型自動車の方は日本自転車振興会の方にこの法律の力によつて納めさせる、振興会の連合会に当るものは残るわけでございますか。

○鈴木(義)政府委員 ただいま申し上げ

けましたように残るわけでありませう。

残る形が特殊な法人にいたしません。監督を強化するという形で残す、かような考えを持っております。

○内田委員 ついでにあわせてお伺いしたいのですが、この自転車競技法の改正並びに小型自動車競走法の改正とあわせて、モーター・ボート競走法といひますか、これは運輸省の所管で通産省の御所管ではないと思ひますけれども、この方の改正も行われておると思ひますけれども、これはどういふ關係になりますか、やはり今度の自転車あるいは小型自動車の改正と同じ歩調をとつて、あるいは中央会を設け、特殊法人を設け、あるいは機械振興費等については、同じような形で自転車競技法による振興会の方に運輸省の方の金も集めてやるという格好になっておりますか。それはどういふふうになっておりますか。

○鈴木(義)政府委員 大体モーター・ボートの關係も全体の内容は自転車競技法等の改正に準じてやっております。御指摘の点の中央の機構の問題でございませうが、その点はやはりこれも競輪に比へまして範圍も非常に狭いものでありますし、従ひまして、小型自動車と同じように、中央は連合会の形を存続して監督を強化するという役員の認可制とか、あるいは事業計画を認可するとか、さようなことはやっております。ただし振興費の關係でございませうが、それにつきまして、実は所管が違ふものでございませうから……同じ通産省でございませうと、日本自転車振興会といふところに集める道もございませうが、所管が違ふという關係もございませう、運輸省の場合は振興費

關係はモーター・ボート連合会が使用、こゝういふふうなことになるております。しかしながらその場合におきまして、一部仕事につきましては、従来の臨時法の例に準じて商工中金を使得るというふうに規定されております。

○内田委員 この三つの競技の關係では競輪の關係が一番多いし、また売り上げ金額も一番多いだらうといふことはわれわれも想像はいたします。しかし自動車並びにモーター・ボートの方については、大体従来の機構を改善した程度でやつて参る。自転車競技法の方については振興会の連合会といふものを一挙にやめてしまつて、特殊法人にするといふことが私は非常によいことだと思ひますけれども、他の小型自動車なり、モーター・ボートの方の運賃の一つの不安を与へてゐることも一つの事實のようであります。モーター・ボート並びに小型自動車の方についても政府お手製の特殊機關でも作られてはたまらぬといふような氣持もあるんではないかと思ひますが、この方の二つについては、あなたの方は今は特殊法人を作らないけれども、行く行くは中央会を作る、これと同じにするんだといふようなお考えを現在お持ちになつておられるのでございませうか。

○鈴木(義)政府委員 運輸省の方の關係は私から御答弁いたしかねますが、小型自動車の方の關係につきましては、さき申しましたように競輪の売り上げがかりに六億といふ場合に、小型自動車の方は年に二十億程度のものでございませう。非常にけたが違ふといふ關係に立つておりまして、わざとわざと小型の連合会を特殊法人にする

いふ考え方は現在持つておりません。

○内田委員 大体法律につきましては、私は一番重点だと考へておつた点の質問を終りますけれども、あわせてこの際伺ひたいのは、一時競輪の施行について土、日制あるいは金、土制といふのですか、あまり社会的弊害をなさないといふふうなことが何か御計画にあつたように聞いておりますけれども、それはその後どうなつておられますか。今日では普通にやつておられるようでありませうけれども、どういふことになつておりますか。

○鈴木(義)政府委員 土曜、日曜を中心として競輪なり競馬あるいは同種のものをするといふふうな申し合せがちょうど昭和三十年の春閣議で申し合はれました。それに基いてやつておるわけでありませうが、實情は都會周辺の地区でございませうと、競輪で例を申し上げますと、月六回となつて六日となつております。それを大休、日を中心として四日制といふことにしております。それから地方は土曜、日曜を狭みまして六日のところを三、三制といひまして、三日、三日に分けて運用してゐるといふのが現在の實情であります。それによりまして、実は法律に基いてやれるといふことになつております。回数が約二百回以上開催されないと済んでいゝといふ状況になつております。

○内田委員 私はこれで質問を終ります。

○福田委員 佐々木秀世君。

○佐々木(秀)委員 きようは時間があまりないそうですから、大体大まかな質問をいたしまして、後日各条項にわたつてこまかくお尋ねしたいと思ひます。私のますお聞きしたいことは、今回

自転車競技法の一部改正をやる、また特例を六カ月延ばしておるといふようなことがありますが、御承知の通り近時競輪といふものは非常に普及されたといひますか、発展されたといひますか、拡充されたといひますか、売り上げも年々増加しております。勢いこの競輪に対する國民の関心も非常に高まつております。またこれに携わつてゐる従業員も、私の知つてゐる範圍では全国で約三十数万人あるいはモーター・ボートその他競馬等を入れますと、こゝういふギャンブル性の事業に携わつてゐる者が約八十八万人あると聞いております。そうするとこれほど多くの人たちが携わつてゐる競技關係をわれわれといたしましては重大視して、改正するに當りましては、一時的な改正か、またこの方法によつて永久的にこゝういふものがやり得るのかといふことをまず国会ではつきりしなければ、この仕事に携わつてゐる人たちが非常な不安を感じてゐるものであります。それでまず第一にお聞きしたいことは、この競輪といふものが將來ともにこの改正によつて永続させるのかどうか、永続させるといふ考え方が通産省にあるのかどうか、そのことを、きようは実は通産大臣からお伺ひしたかつたのであります。政治手腕をもつて喝つてゐる長谷川政務次官がおりますから、長谷川政務次官から通産省の競輪に対するはつきりした考え方をさす承りたいたいと思ひます。

○長谷川政府委員 競輪そのものに対しては私たちが考へ方は永続をさせていきたいといふ考へ方でございます。しかし御承知のように党内等いろいろな疑念があつたといふふうな

話もありますが、その点につきましては、要は振興会に受け入れる金をどう取り扱うか、このまゝの姿で行く方がいひか、それとも國庫財政の中に入れて、そしてあらためて配分する方法がいひか、こゝういふことに対していろいろの議論があつたわけでありまして、この点についてはまだどういふふうにしようといふ考へ方も、各方面から――たとえば大蔵關係の方もあります。また一般の見る目という面もありませうので、その点について、要するに時間的な三年間といふものをつけたわけでありまして、要は金の取り扱いといふだけであります。競技そのものは永久に続けたるべきものであるといふふうには私は考へます。

○佐々木(秀)委員 それで通産省の考へ方は永続させるといふ考へ方であるといふことははつきりいたしましたのであるが、先ほどから内田委員の質問に対する局長の話を聞いてゐると、どうも私としてはこの改正で永続させる自信があるようには思へないのであります。

しかし、終戦後どういふ目的で競輪競技といふものが生まれたかといふことに対して、通産省はどういふ考へ方であるか、今日まで競輪の運営監督に當つてゐるかどうか、それから承りたいたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 御承知と思ひますが、競輪につきましては、昭和二十三年議員立法によりまして、かような制度が生まれた、それはやはり法律に書いております通り、地方財政に寄与すること、それから自転車産業に寄与すること、かような二つの面からかようなことが誕生した、こゝういふふうにな

れわれは聞いておりまして、それによ
りましてそういう趣旨を十分考えて運
用しているつもりでございます。

○佐々木(秀)委員 地方財政に寄与す
るというは、いわゆる戦災をこう
むった地方都市の財政ということが条
件になったのではないのでしょうか。そ
の点に對しまして承わりたいと思いま
す。

○長谷川政府委員 その通りでござい
ます。

○佐々木(秀)委員 そうしますと、終
戦後十年を過ぎた今日、戦災をこう
むった都市の形と戦災をこうむらない
都市の形というものは非常に違ってい
るのでありますが、その考え方をもち
てこの法律を改正するということにつ
いては私は現状に沿わない点が多々あ
るのじゃないかと思ひますが、その点
に對してはどういう考え方を持ってい
ますか。

○鈴木(義)政府委員 おそらくそれは
施行者の指定の問題とか、あるいは施
行者の開催回数の問題だと思ひます
が、その点につきましては通産省とい
たしましては開催回数をきめます場合
には、地方自治庁とよく相談いたしま
して年々開催回数をきめていく、かよ
うな実情になっております。

○佐々木(秀)委員 地方自治庁と相談
して、ということですが、近時この競
輪を開催するという場合においては、
しからば許可というものは新たに地方
の実情においてまた追加する考え方を
持っているのですか。それとも現状以
上にもう許可はしないという考え方を
持っているのですか。そこからまず承
わなければならないと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 競輪場の設置に
つきましては、前の機会にも御説明し
たかと存じますが、新しい競輪場の設
置は許可しないという方針をとってき
ておりまして、従ひまして現状程度に
とどめるということでございます。

○佐々木(秀)委員 そうしますと、競
輪場を持つてゐる都市や地方では開催
ができませんが、かりに地方財政が非常
に苦しい、競輪をやれば相当の収入が
上るといふことで、地方財政に苦しん
でいる自治体が競輪の競技を希望され
た場合はその会場を貸してその町村に
施行せしめるといふ考え方を持ってい
るのですか。

○鈴木(義)政府委員 その点は、新し
く施行者ができます場合には、都道府
県は別といたしまして、市町村の場合
は地方自治庁が財政状況その他を勘案
して指定するということになっており
ます。地方自治庁の方でイニシアチブ
をとるといふことになっております。

それが今後は施行者の間で開催回数を
幾らにきめるかという問題は通産省が
地方自治庁と相談して年々きめる、か
ようなことになっております。できる
だけ新しいところ均等化するといふ
問題が一つございまして、同時に、従
来やつておられましたところの実績と
いふ点もございまして、その点の調整が
いつも問題になっておるわけでありま
す。

○佐々木(秀)委員 今まで開催された
施行者の実績ということですが、ほと
んどそのきめられた範囲に限っておつ
て、地方財政が苦しいからといって自
治庁に相談したところで、新たにその
地方の自治体に競輪の開催を許すとい
うようなことはないのでないか。あ
るとすればどの程度あります。従来

やつていた施行者以外に地方財政が苦
しいからといって申し込んだので開催
を許したというパーセンテージがどの
くらいになっておりますか、承わりたい
い。

○鈴木(義)政府委員 詳しい数字は
ちよつと今持ち合せておりませんが、今
年になりましてからも新しい指定を五
つぐらいしてゐるようでございます。

それから、先ほど戦災都市について
の御指摘もあつたと思ひますが、そう
いふふうな面では戦災後相当たつて
おりますので、そういった意味で均等
化するために、従来は戦災加算という
ものを設けておりましたが、昨年から
これをやめることにいたしました。昨
年とこの三十二年度においてこれを廃
止するといふ方針にいたしました。こ
れが新しく出た施行者に均等されるこ
とになるわけでありまして、従つて、そ
の回数でいきますと、百回程度が、新
しいといふか戦災加算を受けていない
方に均等するチャンスがふえてきた、
かようなことになっておる次第であり
ます。

○佐々木(秀)委員 私の調査したとこ
ろでは、地方財政が苦しいからといつ
て地方自治庁に申し入れたところ
で、ほとんど許されておりました。今
局長からお話があつたのによりまして
もわずかに数カ所ですが、その程度は私
も知つております。それ以外には、従来
開催していた都市がほとんど開催して
いるのであります。そうすると、戦災
をこうむった都市に対する一つの恩典
な意味もこれは加味されていたと思ひ
ます。そこで、これは議員立法であ
りますが、当時売り上げのいわゆる二
五％というふうな、今考えればわれわ

れでは解釈のできないようなギャンブ
ルによる場銭ですか利益をとっている
わけでありまして、そうすると、戦災
後、今日では非常に戦災都市も復興し
て、地方財政はむしろ競輪を開催して
いる都市の方が豊かにもなつておるこ
とは、川崎の一例をもつて見て
も通産省ではよくわかると思ひのであ
ります。そうすれば、この競輪法の一
部改正といふことになれば、一年間
に六百億ないし六百五十億、今年あた
りはおそらく七百億近くなるのじやな
いかといふ膨大な競輪の売り上げの二
割五分をそのままにしておいて法律を
改正しようとしたところで実情に沿わ
ないといふ考え方を私は持つておるわけ
であります。将来ともこの二割五分と
いふところは変えていかないといふ方
針でございまして、その点に對しての
御見解を承わりたい。

○鈴木(義)政府委員 二割五分の問題
は、ほかの同趣向の、競馬あるいは
モーターボートその他の関連もござ
いますし、これを減らすふやうという
ことについてはいろいろ問題がござい
ます。われわれといたしましては、現
状のままでいきたいといふのが現在の
考え方でございます。

○佐々木(秀)委員 それが非常に違ふ
と思ひます。たとえば競馬などであ
りますと、ある程度、財閥と言われるほ
どではございせんが、階層が違ふの
です。ことに競輪を開催している現場
を視察なさればよくわかりますが、ほ
とんど零細な国民と言つては失礼かと
思ひますが、中産階級以下、しかも中
には失業者、または現場を見てると
五十円ずつ二人で出し合つて百円の一
枚の車券を買つてゐるといふような姿

などとはしよつちゅう見られるのであり
ます。そういうふうな非常に困つた人
たち、下層階級の人たちのたくさん入
る競輪場で、そういう人たちに車券を
売つた金を二割五分取るといふことを
今通産省では変える意思がないといふ
ことではあります。これは競馬もモ
ーターボートもそうだからということ
で、国の政治に携わる者がそれを黙視
するわけには参りません。だから、私
としてはこういうギャンブル性のもの
は、競馬といわず競輪といわずモ
ーターボートといわず一括して政府と
してもまた国会としても考え方を一本
にまとめなくちゃならないのではない
かと私は思ひます。現在私の考え方
では二割五分が多いという考え方なん
であります。この二割五分といふこと
については多分に戦災をこうむつたか
らとかいろいろな意味があつた。それ
が今日では実情は違つてゐるのだ。し
かも今なお二割五分を取つて、平然と
通産省は変える意思がないなどと言
つてゐる。これは零細な国民に車券を
売つた中から二割五分――物を販売し
ても小売商人だつて配達して、貸し
て、そしてあらゆるサービスをして二
割利益があれば手一ぱいですよ。ある
いは問屋さんのごときにおいては二
分、三分、多くて五分です。それを何
万人という人を集めて、入場料を取つ
て、設備をよくするといふとまたその
指定席といふものに対して百円を入場
料のほかに取つておいて、そうして二
割五分を取るといふ――この法律なん
か部分的にいかにか説明したところで、
その考え方から直していかなければな
らないのじやないか、そういうように
私は考へます。私の言つてゐる言葉の

中からあなた方が考えて、二割五分が今でも妥当だと考えられるか、改正する意思があるかないかよりも、妥当であるかどうかということから承わりたいと思います。

○鈴木(義)政府委員 二割五分の問題については確かに御議論のようにいろいろの角度から検討すべき点があるかと思ひます。しかしながら先生の御意見が二割五分をふやすという御意思なのかあるいは減らすという御意思なのかよくわからないのであれなのでございしますが、もし二割五分をもつとふやすということになりますれば、競輪としてなかなかやりにくくなるということが一つあると思ひます。それから逆に二割五分をもつと減らしていくというふうになりますと、これは競輪としては非常に繁盛するようになるかもしれません。しかしながら逆に、競輪というもののギャンブル性がある程度たまるのか、あるいはさつき申し上げました競輪場を今後許可しないというような一般の競輪に対する議論というところから見ると、二割五分を減らすことは競輪を振興させるのだという感じにもつながるような感じになるわけでありまふ。この点はよほど慎重に議論した上でないといわれればは結論を出せない。従いまして現状でいきなり、かようなことを申し上げたわけでありまふ。

○佐々木(秀)委員 私は二割五分より上げろというような腹はありまふ。二割五分より下げろという議論でありまふ。私はその二割五分の配分の方法を、私はその二割五分が施行者それから自転車振興会そのほか配分される資料をいただいておりますが、もう一回ここで、はっきり速記に残す必要がありまふから、どういう形で配分されているかということ承わりたい。

○鈴木(義)政府委員 自転車の場合には施行者開催費として一・九%が使われておりまふ。それから本法の改正前でありまふ。現在の現行法によりまふと、振興会の交付金が三%、それから自転車等機械産業の振興費が一・一%、それから施行者の純収入が一・〇・二%、こういうことが三十年の実績として出ておりまふ。この一・〇・二%の中には車券売上収入以外の入場料の収入も含まれておりまふ。

○佐々木(秀)委員 この配分の中でのいろいろこまかくどう使われておるかというところは私は後日御質問いたしまふが、たとえばこういう配分の中から後楽園の例を一つとってみまふと、最近御承知の通り後楽園は一日一億ないし土曜、日曜ですと一億二千万から一億三千万の売り上げをいたしておりまふ。そうしてあそこを競輪をやる競技場の貸し賃が私の記憶では現在百分の四でさかになっておるはずでありまふ。そうすると一億二千万、一億三千万と売り上げをいたしまふと、後楽園の会場費だけで一日五百万円払っておるわけなんですか。後楽園の最近の配分なんかを見まふと、一割五分で二割近く配分をやっておるうちに私は承わつておる。そのほとんどの利益が競輪からあつておるということ聞いておるのではありません。そうするとあいう営利会社の配分であるいはその利潤というものがその零細な大衆の中から取り上げて、しかも一日五百万円、少くとも四百万円は払つておりまふ。

す。そういうような競輪場の借り賃などに對しては通産省はよく承知してそれを許しているのかどうか、それともこれは施行者がやるんだから、そういう点は幾ら払つても私は知らないんだということ、そういう点に對する監督をやらねえのかどうか、そういう点から私は承わつていきたいと思ひます。野球場にいたしまふと一日百万円は払つていないようでありまふ。坪数からいっても設備からいっても全然違ひます。それを競輪場の借り賃だけが一日四百万も五百万も払つておる。通産省が施行者の契約だからといって許しておくようなことでは、これは監督しているんだとは言われたいと思ひますが、あなた方はどう考えまふか。

○鈴木(義)政府委員 ただいま御指摘のあつた件でございしますが、賃貸契約はやはり施行者と施設の所有者の私契約というふうな格好になっておりまふので不當な干渉はなかなかございませう。のじゃないか、かように考えておる次第でございしますが、今度の改正におきましては第十四条で、競輪場もしくは場外車券売場の賃貸に關する条件を適正にすべく命令を通産大臣が設置者に対して出し得るような規定をいたしてありまふ。もちろんこれの運用によりまふしても、從來ある程度一つの契約でできておりまして、それが既得権化しておる場合にはなかなかむずかしい問題もございしますが、われわれとしましてはそういう趣旨から見まして十分こいういふ点にも監督をいたしまして、あるいは率を変えられない場合でもその収入をさらに施設の改善とかいうよう

な経費に使えるように指導していきたい、かように考えております。

○佐々木(秀)委員 そこなんです。通産省が監督していくと言つたつて、しからは私の言つた四百万、五百万といふものが高いというので率を改正する意思があるというのか、意思がないでしょう。ないから今のようなお答えが出るのです。率を改正しなくとも設備やなんかを改善していくと言ひますが、設備を改善していく指定席を設けて腰かけて見る場所を作れば必ず百円ずつ別に取るのです。そんなものは二年も三年もたないうちに原価償却ができてしまふ。迷惑するのは大衆です。同時にまた後楽園の中の売店やなんか見てごらんない。売り上げの三割も取つておるまふ。相当膨大な売り上げをして三割のピンはねをしておるのです。そこで私はさつき根本的にこの二割五分をどう分けておるかというところをお聞きしたのです。二割五分などという金が必要でないのです。一%とか二%とあなた方は簡単に言ひまふけれども、全国的に言えば非常に大きな数字になるのです。一%といへば六百五十億売れば六億五千万、二%といへば十三億です。ここでは数字を簡単に言つておるが、その取り扱ひます金は膨大でありまふ。だから慎重に扱おうとするなら、あなた方は後楽園の現在四分で貸しておるパーセンテージをこの法律が通つたならば将来変える意思がありますか、変えるとはつきりお約束できますか。

○鈴木(義)政府委員 先ほど申し上げました通り、從來一つの私契約によつてできておるもので、そういう点に私たちが干渉するのはなかなかむずかしい点もございします。しかしながら、法律の改正にありまふ通り、賃貸に關する条件を適正にせよという命令も出し得ることになっておるのではありません。十分この点については検討いたしたいと思つております。しかしながら、先ほど来申し上げました通り、なかなかむずかしい事態もあり得るかと思ひますので、さような場合、われわれとしては十分研究した上で結論を出したい、こう考えております。

○佐々木(秀)委員 そんな研究した上でというふうなことは、私はこの法律は、さやうでございませうかといつて通すわけには参りませう。監督を強化すればするほど、施行者とか自転車振興会とか、あなた方ははつきりいふと、つうつうなんですか。強化されるほど、われわれはおかしい。現在自転車振興会の連合会、中央会を見ても、ほとんど通産省の役人があそこ幹部です。それから課長が何名ですか、十二名ですか、通産省からいっている人がみな課長じゃないですか。そうすると、自転車振興会とか、名前はいいけれども、自転車振興会は自転車のためになんやかやつておるまふ。私ははつきり言へば、むしろ法人的に作るならば、自転車振興会などという名称にしないで、競輪振興会とした方が一番はつきりしていると思う。自転車振興会という名前で國民を惑わすやうなことをしておいて、しかもさやういふやうな零細な國民から集まつた金をほとんどいふ意味に使つておるのかといふことを、私はこれからずっと続けて承わりますが、われわれは全く憤激しなければならぬやうな金の使ひ方をしておるのです。だから私は申し上げるの

しい点もございします。しかしながら、法律の改正にありまふ通り、賃貸に關する条件を適正にせよという命令も出し得ることになっておるのではありません。十分この点については検討いたしたいと思つております。しかしながら、先ほど来申し上げました通り、なかなかむずかしい事態もあり得るかと思ひますので、さような場合、われわれとしては十分研究した上で結論を出したい、こう考えております。

○佐々木(秀)委員 そんな研究した上でというふうなことは、私はこの法律は、さやうでございませうかといつて通すわけには参りませう。監督を強化すればするほど、施行者とか自転車振興会とか、あなた方ははつきりいふと、つうつうなんですか。強化されるほど、われわれはおかしい。現在自転車振興会の連合会、中央会を見ても、ほとんど通産省の役人があそこ幹部です。それから課長が何名ですか、十二名ですか、通産省からいっている人がみな課長じゃないですか。そうすると、自転車振興会とか、名前はいいけれども、自転車振興会は自転車のためになんやかやつておるまふ。私ははつきり言へば、むしろ法人的に作るならば、自転車振興会などという名称にしないで、競輪振興会とした方が一番はつきりしていると思う。自転車振興会という名前で國民を惑わすやうなことをしておいて、しかもさやういふやうな零細な國民から集まつた金をほとんどいふ意味に使つておるのかといふことを、私はこれからずっと続けて承わりますが、われわれは全く憤激しなければならぬやうな金の使ひ方をしておるのです。だから私は申し上げるの

しい点もございします。しかしながら、法律の改正にありまふ通り、賃貸に關する条件を適正にせよという命令も出し得ることになっておるのではありません。十分この点については検討いたしたいと思つております。しかしながら、先ほど来申し上げました通り、なかなかむずかしい事態もあり得るかと思ひますので、さような場合、われわれとしては十分研究した上で結論を出したい、こう考えております。

です。しかも今後楽園の一例をあげて、皆さんはおそらく膨大な金だにならぬ、あるいは振興会に渡す歩合から直していかねければならぬと私は思いますが、そういう点については、今のままで直す意思はないのでございすか、もう一度承りたい。

○鈴木(義)政府委員 この問題は、施行者と施設の所有者との関係の契約でございすから、まず両方の当事者の問題が一つございす。それから、それに對して通産省としてどういうふうにかんがへるかというところでございす。先ほど申し上げました通り、われわれとしては十分検討いたしました、かようなことを申し上げたわけでも、今こゝではっきり申し上げることはできかねると思ひます。

○佐々木(秀)委員 それでは次の私の質問の目まで一つ検討してみても下さい。半年検討したって一年検討したって同じなんです。問題はごく簡単なんです。改訂するか、しないか、それだけなんです。その検討を承わってからのことに私は触れていきたいと思ひますので、これに対する質問はこの程度にしておきます。

それでは次に、施行者あるいは自動車振興会等の問題に後日触れていきますが、しからば今日競輪をやっている選手ですね、この選手が現在六千何百人いるはずですが、A級とB級に分けてしまつて数字になつておりますが、承りたいと思ひます。

区別は今手元にございせんので、調べて御報告申し上げます。

○佐々木(秀)委員 男女の区別は出ていせんか。

○鈴木(義)政府委員 男子は四千七百二名、女子が四百九十三名でございす。

○佐々木(秀)委員 私は少くとも競輪の施行者、それから自動車振興会の幹部、同時に通産省、また選手、これが一体となつて、この競輪の向上をはからなければならぬと思ひます。最近いろいろな労働問題にいたしまして、何にいたしまして、生活がでないうといふことである。生活がでないうといふわけでありま。しからばこの五千九百九十五名の選手は、現在どのくらいの日数、A級の人が出場しているか、あるいはB級の人は最高一カ月何回競技に参加しているか、最低は何日くらいか、一つお知らせ願ひたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 大体男子の場合最高一カ月九日、最低は六日、それから女子の場合は最高が七日、最低は五日というふう聞いております。これはA、B合せてさう聞いております。

○佐々木(秀)委員 これは平均でしうかね。私の聞いてゐるのは、B級では大体二日ないし三日くらいしか出ていない人がほとんどなんです。それは一流選手になれば、有名な選手は各地で引っぱりだこです。それから記念レースに出ます、あるいはいろいろな選手権、都道府県対抗、チャンピオン・レース、こういうものには、有名な選手は引っぱりだこですが、下の選手はほとんど回数が少い。B級の選手のことときは一月二回ないし三回しか出ない人がたくさんあります。そうすると、収入を見てもらへない。旅費とか宿泊料というものは当然実費としてかかるのです。収入となるものは何かというと、賞金です。きょうあたりも京王閣でやっておりますが、B級で一番とつて幾らですか。六千二百円です。あと二着、三着、四着、五着を調べてもらへない。賞金に入つたところで四百円くらいしかもらへない選手がたぐささんおるのです。そうしたら、月に二回や三回しか出場できなくて、一着になつても六千二百円。一カ月三回出て三回とも一着とる選手なんといふのは珍らしい。三回一着とつたところで一万八千円しかないじゃないですか。一着といふのは一人しかいないのです。一着といふものは何人もいないのです。こういうふうな選手の待遇に對しては、生活のできないようにしておいて、さうして悪いことをするなとか、あるいは競輪にいろいろな八百長があるといふことは、まずここから改訂していかなくちゃならないと思ひます。生活をできなくして私に思ひます。生活をできなくしておいて、さうして膨大な金を五百万も六百万も後楽園に払つていくのに干渉できないで、選手の生活できないものも黙視して、通産省は監督してゐると言へますか。施行者にそれだけ契約しても間に合ふほどのパーセンテージの金をあなた方がちゃんとつけているから払えるのでしよう。選手に對するいわゆる待遇改善はどうしようと考えておりますか、それから承わりたい。

○鈴木(義)政府委員 選手の問題でございすが、今収入等の御質問もございましたが、B級等につきましてはA級に比べて苦しい点もあると思ひますが、われわれの統計で申し上げますと、選手一人当りの月平均の賞金取得額は五万五千七百円というふうになつております。それから三十年の一月から十二月まで出してあります。賞金の総額は年に三十二億円というふうになつております。それからその他のいろいろな災害補償といふような問題につきましては、実は二十七年に法律が改正になりました以後、委員会等を作りまして、施行者、それから振興会、連合会、選手会等いろいろな研究しました結果、従来の点を相当改善したようにわれわれ聞いておりますが、さらに今後の問題につきましても本法の改正後の実施とともに十分研究していきたい、かように考えております。

○佐々木(秀)委員 私は奇怪なことを聞くのですが、今あなたは一人当り五万といふことを言つておられますが、これは五万に五千をかけて計算してもらへばわかると思ひます。しかし今あなたのところには、B級のどの程度の者は幾らだ、あるいはA級のどの程度の者は幾らだといふ資料がないと思ひます。これは施行者や振興会の方にまかせてあるからだと思ひます。私今急いで来たので賞金や何か書いたものを持ってきませんでしたが、あとで私の方から差し上げます。あなた方もよく実情を調査してから答えて下さい。さうでないとなつたの言つてゐることをばく然と聞いても——選手にかかる経費といふのはほとんど賞金なんですよ。それを見ても今三十二億とかおっしゃいましたけれども、六百五十億の

売り上げからして選手に対する待遇が三十二億じゃ少な過ぎるじゃないですか。そういう点からいってもまだ議論があります。この点に對してはあなたの方で資料を出してもらって、その資料に基いて私は一つ一つ質問をしたいと思ひます。

そこで私問題を他にかえていきたいと思ひますが、この自転車振興会の中、中央会、これは今まで競輪競技をやるに對してどういう仕事をしていたのですか。私の聞いている範囲では選手の配分しかやっていないように聞いておるのですが、選手を配分するほかにどう

いう仕事をしておられますか。選手の配分だけやっているとすれば年に何億という金は要らないはずだと私は思ふ。先般私は機械会館に行つて自転車振興会の実態を見てきたのですが、エレベーターを下りると自転車だけは十台ほど並べてあつて、りっぱな部屋を皆使つて、百何十人ぐらゐか事務員が

いるのです。その人たちは何の仕事をしているのかといふと、選手をどこそこの競技場に何人、だれをやるかといふ、選手の配分だけやっていると。そして百何十人もいふのです。あまり仕事

が忙しそふではないのです。それで何億も使われたのじゃあまったもんじゃありません。配分以外に競輪関係でどういふ仕事をやっていると承わ

たい。

○鈴木(義)政府委員 審判員とか競輪の選手の検定とか登録、自転車の種類規格の登録といふふうなことをしてお

ります。それからただいまおっしゃいました選手の出場のあつせんをいたして

か、審判の方法その他の実施の方法等については中央で統括して、地方の自転車振興会の調整指導をやっております。それからもう一つは選手の養成をやつております。さうなことが大體仕事になっております。

○佐々木(秀)委員 選手の養成をやつておるといふと、競輪学校があります

が、あれは中央会の経営ですか。

○鈴木(義)政府委員 さうでございます。

○佐々木(秀)委員 審判の養成、審判の指導といふことが、その都度変わるものではないと思ひますが、しからば審判の指導養成にどのくらい、の金を使つていますか。あるいは自転車の学校経営にどのくらい使つておるか。その学校に入る選手がどのくらいの学費を出して

おるか、配分に対して自転車振興会だけがやつておるか、選手会といふのがあるのですが、選手会の会長は社会党の島清さんですが、この関係は、どういふような形で連絡をとつて選手の配分をやつておるか、そのいささつと現状を承わりたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 御質問は非常に詳しい問題でございます。私資料を整へまして御説明いたしたいと思ひ

ます。

○佐々木(秀)委員 それではこれに對する資料も次会までに一つまとめて

し、もし今わからなかつたら後刻またこれを資料として出していただきたいと思ひますが、今一番高いところはどこか、低いところはどこかそれを承

わつておきたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 いろいろ詳しい

点は正確には申し上げられませんが、全国平均では四〇程度になっております。最高のものは五〇をこえるものがござい

ます。それから最低のものは三〇ないし二・五〇くらいのものであります。これはもう一べん調べましてお答えいたします。

○佐々木(秀)委員 これは平均じゃだめなのですか。なぜかといふと、売り上げの少いところと多いところと見たい

のですから。そこで一番多いのは静岡の五分五厘だと私は記憶しております

が、さういふような全国的にどこが何分だといふのをこの次までに出して下さいませんか。平均じゃ私らは検討のしようがないのです。

○福田委員長 さよう取り計らい

ます。

○佐々木(秀)委員 ただいま御発言が

ありましたように私はまだ詳しく聞きたいのですが、私は政府をやつてける意味じゃないのです。この自転車競技を何とかして國民の疑惑を招かぬよう

に、りっぱな改正法案を作つて国会の權威に基いて質問したい、こう思つて

いるのですから、この次までに私の方から言ひました資料、そのほかにまた個人的に申し上げますから、その資料を整へてから質問したいと思ひます。

きようはこの程度で後日に譲りたいと思ひます。

○福田委員長 この際、連合審査会の件についてお諮りいたします。目下大蔵委員会において審査中の中小企業の資産再評価の特例に関する法律案につ

いて、大蔵委員会に連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さ

昭和三十一年四月十三日印刷

昭和三十一年四月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

376

一〇